

足田教諭分限免職取消訴訟ニュース No.22 2011/6/30

- ☆ 第4回控訴審(2011年3月8日結審)とその後の報告会の様子
- ☆ 映画「ジョニーカムバック」ほか、
町屋上映会(2011年3月29日)報告
- ☆ 各教組への支援依頼のとりくみとその反響
三河教労、愛知教労につづき、
東京都公立学校教職員組合新宿区教職員組合が支援決定。
東京都公立学校教職員組合 特別区教職員組合 書記長が支援のメッセージ。
さらに愛知県西春日井教職員労働組合からの支援のメッセージが届きました。
- ☆ 公開研究会(教員文化研究会)
「足田裁判控訴審判決を前に
分限免職について考える」(2011年6月5日)報告

○東京高等裁判所 判決の言い渡しは

2011年6月30日(火) 824号法廷、午後2時～

判決のあと、東京高裁前で宣伝活動を行います。

午後4時から、司法記者クラブ(裁判所内)で記者会見を行います。

午後4時半から、弁護士会館5階502E・F会議室で報告会を行います。

第4回控訴審(結審)報告(2011年3月8日824号法廷 午前11時半～)

2011年3月8日控訴審第4回の審理が行われ、これで高等裁判所での審理は結審となりました。

法廷では、開廷前から傍聴席が埋め尽くされるほどの熱気でした。

法廷では、開廷前から傍聴席が埋め尽くされるほどの熱気でした。

前の裁判が終わると、すぐに、裁判所書記官が3人で映画上映のためにプロジェクターやスクリーンをセットをはじめ、少し手間取っていて、心配でしたが、ぎりぎりのところで間に合いました。

スクリーンは控訴人、足田教諭側の席の後ろ、裁判官に向かって左側に立てられました。

開廷するちと、裁判長がそれまでの3回の人とは変わっていません、驚かされました。

今回は準備書面は控訴人側から準備書面(4)が、また被控訴人側からも準備書面(3)、最終書面として提出されていましたが、はじめに両サイドの弁護士と裁判官との間でその書面の確認がなされたあと、足田教諭側の最終陳述に入りました(足田教諭の最終陳述書は文書として事前に提出されていました)。

今回の審理では、はじめに、裁判所に提出された映像、ドキュメンタリー映画「ジョニーカムバック」(裁判所提出版)の中の5分程の部分を放映しました。再編集は許されなかったもので、映像の途中から5分です。こちらで選んだのは、小平5中時代の教え子の二人がそれぞれに、足田教諭の教育活動、特に理科の授業について語っているところを中心とするその前後の部分でした。足田教諭の若いころの写真、テニス部や音楽サークルの指導

の様子、理科の授業でエイズ教育を行っている場面も映し出されました。

教え子の一人は、処分理由に書かれた「体罰」事件で疋田教諭から「体罰」を受けた生徒です。その教え子は、自分が受けていない行為であり、したがって話してもいないこと（「3回殴った」）が、疋田教諭の処分理由に記述されていること、また、自分は校長から事情聴取はされていないのに、校長が事情聴取したことになっていること、そのよう虚偽で、自分が疋田教師を辞めさせるための道具にされていることに怒り、地裁に続いて、高裁にも陳述書を提出し、証人に立つと言ってくれた人です。

もう一人は、事件当時はずでに卒業していましたが、疋田教諭を誹謗中傷する、PTA 役員会代表名でされた「要望書」について、自分が知っている疋田教諭像とは異なるとして、反論し、さらに、自分が卒業した後のことなど、知らないことについては、関係者に取材して、「要望書」に書かれたことが虚偽だらけであることを明らかにする陳述書を地裁に提出してくれた人です。

「先生の授業は面白かった。」「多分難しいであろうことを、分かりやすく教えてくれた」「プリントにはきれいな絵がついていた」「ニコちゃんマークとかシカメちゃんマークとかについて、すごく面白かった」等々、とても楽しそうに思い出を語っていました。

三人の裁判官とも、この映像をじっと見ている様子でした。

この映写に続いて、疋田教諭による最終陳述が行われました。

この本人最終陳述（高裁版）の原稿は、ホームページにアップしてあります。

是非、ご覧になってみてください。

疋田教諭は今回、高裁での最終陳述では、最終準備書面にも呼応するように、研修成果を検討しないまま処分を下した不当性を大きく訴えました。相手方のもっとも矛盾している部分であり、何がなんでも教師として「不適格」としてしまおう、その強引性がもっとも強く現れているところだからです。また、地裁での証人尋問のとき、裁判官が、被告、都教委側の証人に対しその問題性を厳しく指摘したところでした。傍聴されていた方々から、勝利の可能性を感じたという声が聞こえた審理のときでもありました。

しかし、この証人尋問にも関わらず、地裁の判決はこのときの被告に対する追及を忘れたかのようなもの、あるいは必死でごまかすような記述となっていました。

今回の最終準備書面では、地裁のこのちぐはぐな審理と判決の関係にも触れています。

最終準備書面もホームページにアップしてありますので、是非、ご覧になってみてください。

疋田教諭の最終陳述のあと、判決は6月30日（木）午後2時50分から、同じ第824号法廷との説明が裁判長からなされました（その後、6月中旬に、この日は判決言い渡しが多いため、傍聴者の多いこの裁判については、傍聴者に配慮して、早めに言い渡しをしたいとの連絡が裁判所からあり、判決言い渡しは**午後2時から行われることに変更**となりました）。

なお、この第4回審理（結審）の様子は、レイバーネットのホームページに、湯本さんと疋田教諭がそれぞれ報告記事を書いています。湯本さんのものは写真つきです。こちらでもご覧になってみてください。アドレスは以下のとおりです。

湯本さんによる報告 <http://www.labornetjp.org/news/2011/1299598518994staff01>

疋田教諭による報告 <http://www.labornetjp.org/news/2011/1299599833482staff01>

宣伝活動の様子

今回の第4かい審理の前にも、裁判所の前で宣伝活動を行いました。

みなさん、この審理の案内チラシをつぎつぎと取ってくださいました。私自身にはよくわかりませんが、写真をとってくださっていた湯本さんによりますと、チラシをとってくださる率が高いとのことでした。

はじめはひとりで大声で訴えながらチラシを配っていましたが、後から支援者の方がつぎつぎといらして手伝ってください、後半は疋田教諭の歌もはじまりました。

チラシを配りはじめると、裁判所の守衛さんがのぞきにきたので、以前、裁判所の塀の植え込みのところにかばんを置いて「そこにはおかないでください」と怒られたこともあり、今回は下においていたのですが、また怒られるのかと冷や冷やしていました。

しかし、そのうち、呼びかけも勢いづいてきて、相変わらずちょこちょこのぞきにくる守衛さんにまで、どうぞとチラシを配ってしまいました。その方は、疋田教諭のギターによる弾き語りをはじめると、正面斜め、少し離れたところに立って観ていて、リズムに合わせて足を動かしているようにさえ見えまた一私の勘違いなののでしょうか。

審理後の報告会と教員文化研究会の様子

審理のあと、待合室に集まって、福島弁護士の説明を受けたあと、語り合いました。裁判の意味、方法について、少し厳しいやり取りもありました。

他の裁判の情報交換も行いました。

短時間でしたが、部屋に入りきれないほど、大勢の方が残って、語り合ってくださいました。

「不当解雇」と闘うことの意義は、人間の自由を守るという、普遍的理念の追求につながるのだと、そのことをかみしめたいと思いました。

お昼をはさみ、場所を変えての教員文化研究会にも11名の方が参加してください、映画「ジョニーカムバック」全編をみたあと、自己紹介、そして人事委員会から地裁、高裁と展開したこの裁判を振り返ったり、その日の審理のこと、今後の運動の進め方、そのほか、それぞれの思いをかり合いました。

はじめてこの裁判を傍聴された方、裁判の傍聴そのものがはじめてという方もいらしましたが、ゆっくりと語り合うことができました。

映画「ジョニーカムバック」ほか、

町屋上映会（2011年3月29日）報告

ブーム町屋（町屋駅徒歩1分）で午後7時から、映画「ジョニーカムバック」の上映会が行われました。この映画を製作された湯本雅典さんがご自身を撮った映画「学校を辞めます」も上映されました。新聞への投書がきっかけで、年度途中で他の学校に異動させられそうになるという不当な攻撃を受け、これを阻止したあと、結局、教員を辞めることになる、その半年の自分を映して製作したドキュメンタリー映画「学校を辞めます」も上映されます。

湯本さんの町屋の小学校で教員をしていたころのお仲間が、実行委員となって、運営してくださいました。お子さんも受付を手伝ってくださいました。

東日本大震災のすぐ後だったのですが、遠方からも駆けつけてくださり、50 数名もの参加者でした。

疋田教諭のライブコンサートと、またかつて東久留米西中時代に、性教育の学習教材として作成したビデオも上映され、当時の疋田教諭の教え子ののびのびした学習の姿に、笑いと感動の声が上がりました。

上映中は、大きな余震があり、また今回の上映後はしばらくこの施設も使えなるとのことで、時期的に緊張感の漂った上映会ではありましたが、現役の先生たち、湯本さんの教え子、疋田教諭の地域での活動仲間等々、多彩な方々が、この地域を核につなげていくようすもうかがわれるような、イベントとなり、勇気づけられました。いくつかの教員組合関係の方もご参加くださいました。

各教組への支援依頼のとりくみとその反響

弁護団では、支援のみなさまからのご提案も受けて、改めて、各地の教職員組合、労働組合関係に、この裁判への支援依頼を、文書によって行うことにしました。支援依頼文を作成し、14の教職員組合に支援要請文書と関係資料を、各団体の事務局あてに、5月はじめに送付しました。

また、この裁判を支援してくださっているみなさまに、この文書での支援依頼についてお伝えし、合わせて支援要請文書もeメールでそのファイルをお送りし、それぞれ関係のある教職員組合等に働かさせていただくようお願いしてきました。

その結果、**三河教労**、**愛知教労**につづき、**東京都公立学校教職員組合新宿区教職員組合**が支援を決定してくださいました。また、**東京都公立学校教職員組合 特別区教職員組合**書記長が支援のメッセージをくださいました。さらに**愛知県西春日井教職員労働組合**からの支援のメッセージが届きました。

みなさん、ありがとうございます。

団体への支援依頼も継続したいと思います。

支援しているという意思表示だけでかまわないので、みなさんの関係する団体でも、この裁判の意義をご理解いただけたところでは、是非、執行部等に働きかけてください。

よろしく願います。

公開研究会（教員文化研究会）（2011年6月5日）

「疋田裁判控訴審判決を前に分限免職について考える」報告

2011年6月5日 「疋田裁判控訴審判決を前に分限処分について考える」という研究会が開催されました。生徒の側から教育の自由を考えて、ものを言ってきた教員が、ターゲットにされてきた歴史と今があることが、不当処分を受けて裁判闘争をされてきた教員のみなさんのこれまでの体験を通じたお話しからよく分かり、改めて、教育の自由に対する`教員に対する不当労働行為`を通じた展開が、浮き上がってきました。

午後1時半から4時半まで、二部構成で行いました。

参加者の足が伸びなかったため、はじまりをやや遅らせ、はじめに少し、疋田教諭に歌を歌ってもらいました。それから、開会。

前半は、「支援の会」事務局として荒井から、この間の教職員組合への文書による支援要請の反応について報告し、そのあと、**福島晃弁護士**から、改めての事件と裁判の経過を振り返り、さらに争点の整理、地裁判決の問題、今回控訴審での重点など、短い時間の中で、とても丁寧な報告をしていただきました。

そのあと、**湯本雅典**さんが、この裁判を支援してドキュメンタリー「ジョニー・カムバック」を作成し、この間、上映会を行ってきた、湯本さん自身の思いを語られました。

湯本さんは、この「ジョニー・カムバック」は分限免職を取り上げたはじめての映画ではないか。自分は映画をつくりはじめて10年ほどになるが、この裁判にこだわるのは、自分の教員だったということがある。今回は、上映会もプロデュースすることになり、これは自分でもはじめての体験で、つくるだけでなく、どう見てもらえるか、そういうことを考えるいい体験になった。なかなか人を集めてみてもらうのは大変だと感じた。昨年12月中旬から今年の3月末まで行って、全体で200名ほどが参加してくれた。ふりかえると、1月末に行った東久留米での上映会は30名もあつまり、とても活気があったと思う。3月の町屋では、自分の知人たちが実行委員会をつくって上映会をしてくれて、これも大勢集まった。

一方、2月中旬に行った小平での上映会は、事前に現地でビラ配りまでしたが、参加者10名のうちほとんどがスタッフという状況だった。印象的だったのは、ビラ配りのとき、ある薬屋さんにビラを配ったとき、そこの薬剤師の人が、疋田さんのことを覚えていて、しかし、「なんでやめたかわからなかった。突然いなくなってしまった」と語っていたことだ。

小平は事件がおきたまさにその地域で、ところがそこで、このような事件が起こったことを知られていないということ。この事件について、緘口令が敷かれていたのだろう。疋田さんは抹消されてしまったということ。ものすごいことだと思った。実は、話そうかどうか迷っているのだが、55人も参加を得て盛況だった町屋での上映会だが、かつての仲間が実行委員会をつくってくれて、協力してくれた、そのうちの一人が先日、亡くなった。今の学校で教育活動を行っていく厳しさを語っていた人だった。それほどまでに、今、学校で教員たちはひどい状況に追い込まれている。

今、自分は、震災の関係で福島に何度も通っている。先日、郡山市の教育委員会に取材に入った。ダメ元で飛び込んで受け入れられた。放射能汚染をめぐる国と県との対立。親たちの危機意識。その中での教育委員会、学校、そして教師たちの動き。学校の中がよく見えてくる。教員に自由がなければだめだと思ってしまう。

湯本さんはそんな風に今の活動、思いも含めて語ってくださいました。

そのあと**疋田教諭**が、訴訟に立ち上がった思いを振り返り、また今、非常勤講師として、生徒たちと生き生きと関わっている様子を紹介しました。

休憩後の第2部は、**疋田教諭**による「子どものしあわせ」の歌のあと、「分限処分に関するアピールトーク」というテーマで、近藤順一さん、根津公子さん、渡部秀清さんが語ってくださいました。さらにそのあとには、参加者からのアピールを募り、早川さんと衣川さんが語ってくださいました。そして津田先生が最後にまとめてくださいました。

以下、それぞれの方の語ってくださった内容がとても深みのあるものだったので、是非紹介したく、しかし、私、荒井容子の力不足で、とても不十分です。また内容についてそれぞれに確認ができていませんので、記憶違いも多々あるかと思えます。そのようなつもりで、お読みいただければ幸いです。

近藤順一さん 日の丸・君が代不起立で4回処分を受けて、一人原告として、裁判にその不当性を訴えている。7月11日が結審。自分が疋田裁判を支援するのは、教育の自由を守るためだ。夜間中学でずっと教えてきた。「不起立」は教育実践の中身そのものだ。類似の裁判で、「目立たないようにして座っていた」という説明をしている人を見たことがあるが、そのような姿勢は間違えだと思う。教師は不起立している自分の姿を生徒に見せなければ

いけないと思う。不起立問題の裁判は、腰が引けた対応をしたら負けだ。教育実践の自由への攻撃として訴えるべきだ。

根津公子さん 実は、疋田さんが分限免職される2～3年前に、自分も分限免職されていたかもしれないと、今から思う。自分も、「親」の攻撃文書を使うという、疋田さんと同じやり方で、疋田さんよりも前に、教育委員会から攻撃を受けたことがある。

1999年石原都政になってから、教育委員会が横並びで、教育に介入してきたように思う。

『心の教育』がつくられ、2000年に国立市で日の丸問題での教員攻撃がおきた。歌法が制定されてからは、さらにひどくなった。

自分はその頃、多摩市中央中に異動になったあと攻撃を受けた。

自分も疋田さんと同じように、教科書よりも、独自のプリントをつくって授業をしていた。3年生の三学期の授業で、生徒がこれか生きていくのにいろいろなことを考えていかなければいけないと考え、生き方、男女平等などのテーマと関わって、従軍慰安婦の問題を取り上げたところ、保護者からの一通の手紙が届いたといわれた。そこには「子どもが、気持ち悪いといった」と書かれていた。そうやって、自分の授業について攻撃を受けた。2001年1月～3月にかけて大勢が自分の授業に押しかけてきた。それから1年にわたって手嫌がらせがつづいた。

疋田さんは攻撃をうけはじめたとき、おそらく、そんな背景をもった攻撃をうけているとは気が付かなかったのだと思う。

自分は攻撃を受けていると気が付いた。そこで、大騒ぎをした。そこで、生徒の親たちが守ってくれた。おそらく都教委は自分を指導力不足教員として「研修」送りにし、そのあと「分限免職」にしようとしていたのではないかと思う。

結局、「研修」を断ったということを経由に「減給」3か月とされた。

そして「日の丸・君が代」でもほらわれて、2007年停職6か月とされた。その先は懲戒免職ということになるのだろうが、それでは裁判で勝てないと、都教委はみたのか、懲戒免職にはされなかった。そしてその直後に都教委は「分限指針」を発表した。「分限」ならどんな理由でも入るといふことなのだろう。この指針制定は、疋田さんの分限免職の後、疋田さんの裁判闘争中のできごとだ。

滝部秀清さん 2006年の教育基本法「改正」で、「国家」教育に変えられた。第10条の「改正」で、教育が「国民全体に対して」「直接に責任を負う」という文言がなくなってしまった。お上の意向に反するものは「分限処分」すればいいということがここから生まれてくる。つまり、「分限処分」との戦いは、教員が「全体の奉仕者」であるという自覚のもとに、国家主義教育と戦い、民主主義の教育を目指すものであると思う。

今、なかなか声をあげる教員がいないが、おかしいと思っている人は大勢いる。いろいろな裁判等、それぞれが戦うことでつながってきているように思う。だから、一人ひとり、おかしいという思うことに反対し、一部の反動勢力を、みんなだ包囲するようなつもりで、運動を進めていけばいいと思う。

当面は、大阪に睨んでいる。7月24日に連帯集会がある。8月末から9月初めにかけては、大阪府教育委員会の前で、訴えを行っていく計画だ。

早川由紀子さん 自分は18年前に解雇された。初任の学校は大田区で、ここで教育活動等、自由に生き生きと活動していた。ここで話し合いや組合活動など方法も自然に覚えていった。ところが文京区に異動になってから、周りの教員たちがはっきりものを言わないような環境になった。おかしいことだらけだったのにみんな何も言わないので、恐る恐る発言したところ、はじめのうちはよかったので、そのうち、「移動カード」を書いてくれと管理職に言われるようになった。子育てもして異動したくなかったので、断ったところ、

職場で嫌がらせにあった。

研修に送られ、心を傷つけられた（国労の人たちの人管センターもこんな感じだったのではないかと今、思う）。一つの部屋に閉じ込められ、ひどい対応を受けた。ここでうつ病になった。そのあと、病欠半月で解雇された。

教職員組合に相談したが、在職していないのでだめだといわれ、一人でも入れるという民間の労働組合に入れてもらった。

当時は、公務員だということで、その民間の労働組合でも、あんたはましだという感じで、あまり大事に扱ってもらえなかった。しかし、当時は、不当解雇の訴えは、大体通っていたので、組合の人たちの活動を見習って、運動を進めた。

しかし、国鉄の分割民営化、大量解雇のあたりから、民間がその手法をまねるようになったのではないと思う。そのころから、民間の不当解雇闘争が裁判に訴えても勝てなくなってきたり、裁判で勝っても、解雇した人ももとの職場に戻さないという、裁判所の判決を無視する会社がでてきた。

解雇を不当と訴える裁判にずっと負けてきたが、今、自分が労災申請していた書類を校長が2年間放置していたという落ち度が認められ、病気についての労災措置を取らせるところまで、こぎつけ、公務災害の手続きに入ろうと取り組んでいる。

衣川清子さん 私立大学を不当な理由で分限免職されて、裁判に訴えたが負けた。そのあと、自分が支援者ととともに、その大学の前で訴えのビラを撒いたことについて、今度は、大学の方から自分が、裁判手訴えられている。

日本科学者会議で活動しているが、このような問題の広がりに対し、同会議では、「研究者・教育者の権利侵害 110 番委員会」を新たに設置した。とにかく、物言う人、ものいう組合をつぶす流れが強い。

津田玄児弁護士

もともと懲戒処分に対応してきた分野に、「分限処分」を適応し、いまやあらゆるところにこれを適応しようとしている。本当は、基準があいまいで使いにくい処分だった「分限」を、一旦、その枠を外してしまうと、懲戒で処分すべき、対象者の「問題行動」について、それを「問題行動」ととらえる基準が恣意的になり、処分者が対象を気に入らないととらえれば、処分できてしまうことになる。そうするは、「力らのある人は、自信をもってものをいうなど、取扱いが難しい」ということで、それらの人を排除する道具にまでなってしまう。

先日5月30日に、「日の丸君が代」問題で自分が関わったある先生の裁判の最高裁判決があって、負けてしまったのだが、どう考えてもおかしい。その先生は定時制高校の先生で、そこではすべての生徒がきちんと卒業式の主役になるような工夫がなされていた。それは「日の丸・君が代」と合わなかった。またその学校での工夫は都からも評価されていた。ところが、「日の丸・君が代」強制で、それまで工夫を重ねてできあがっていた、その学校にふさわしい卒業式はできなくなってしまい、どこでも同じような形のものに変質させられた。これは、まさにすぐれた教育実践をつぶしてしまうということだ。

参加者はすくなかったのですが、審理に傍聴にきてくださるおりに、お聞きしているそれぞれのことを、改めていつもよりほんの少し多く話していただいただけなのですが、教員攻撃の意図と手法、運動の進め方など、深く考えさせられることの多い研究会となりました。

いよいよ本日は控訴審の判決が出されます。

**2011年6月30日(木)午後2時から、
東京高等裁判所 第824号法定です。是非、傍聴してください。
記者会見は午後4時から、司法記者クラブ(裁判所内)です。**

**そのあと、午後4時半からは、弁護士会館5階E・F会議室で報告会を行います。
是非、大勢の方の傍聴・参加をお願いします。**

編集後記

いよいよ明日、6月30日は控訴審の判決となります。

ひどい地裁判決を受けて、これでもか、これでもかと正義の所在を提示してきました。

地裁判決後、控訴審の間も多くの出会いがありました。

多くの方々に励まされながら、地裁での疋田教諭に対するひどい評価、処分者都教委側のい
い加減な処分手法に対する不正義を問うてきました。

6月5日の研究会で湯本さんからお聞きした深刻なお話に、心が締め付けられました。上映会
で、いっしょにビルの入り口に立って、上映会のチラシを配ってくださっていたのです。

未来に希望をもてないような状況、攻撃を恐れて言葉を飲み込まなければならないような状況、
そんな状況のなかで、どうして子どもたちを、未来を担っていく人々として育てていけるでしょうか。

自由にものが言え、自由に議論しあえる、そういう力と寛容さ、感性こそ育まなければならない、
その教育に、恣意的で、人権を否定するような蔓延しているとすれば、それは世の中すべてがそう
なっているということですから、まさに、この問題を泣き寝入りしてはいけません。どこまでも、「おかし
い」ことは「おかしい」のだと、訴えていきたいと思います。

渡部さんがお話していたように、訴えること、本当の気持ちを表すことで、つながっていける
のだと信じて。

今後ともよろしくご支援をお願いいたします。

疋田教諭分限免職取消訴訟支援の会(ジョニーの会) 事務局 荒井容子

事務局 eメール yfe12833@nifty.co

支援の会のホームページ

<http://homepage3.nifty.com/bungenmenshoku/index.html>

カンパは以下をお願いします。

郵便振替口座名 疋田教諭分限免職取消訴訟支援の会 別名 ジョニーの会

口座番号 00110-0-595335

他の金融機関から送金する場合

金融コード 9900 店番 019 店名 〇一九店(セロイチキウ店)

預金種目 当座 口座番号 0595335

カナ氏名(受取人名) ヒキダキヨウユブンケンメンシヨクトリケシソシヨウシエン

ジョニーの会の支援ホームページ 支援者の方による支援ホームページは

<http://www.geocities.jp/coolunglasse/hiki/channel-top.html>

リンクを貼ってくださっている

レイバーネットのホームページは <http://www.labornet.jp/>